

別表1 専用水道の水質基準及び検査頻度一覧表

区分	No.	項目	基準	定期の水質検査の頻度及び項目(浄水受水)					定期の水質検査の頻度及び項目(深井戸)				
				おおむね月1回以上		おおむね3ヶ月に1回以上			おおむね月1回以上		おおむね3ヶ月に1回以上		
健康に関する項目	1	一般細菌	100個/ml以下	◎					◎				
	2	大腸菌	検出されないこと	◎					◎				
	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下				○						○
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下				○						○
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下				○						○
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下				●						○
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下				○						○
	8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下				●						○
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下					△					○
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下			◎					◎		
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下					△					○
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下				○						○
	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下				○						○
	14	四塩化炭素	0.002mg/l以下				○						○
	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下				○						○
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下				○						○
	17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下				○						○
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下				○						○
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下				○						○
	20	ベンゼン	0.01mg/l以下				○						○
	21	塩素酸	0.6mg/l以下			◎						◎	
	22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下			◎						◎	
	23	クロロホルム	0.06mg/l以下			◎						◎	
	24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下			◎						◎	
	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下			◎						◎	
	26	臭素酸	0.01mg/l以下			◎						◎	
	27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下			◎						◎	
	28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下			◎						◎	
	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下			◎						◎	
	30	ブロモホルム	0.09mg/l以下			◎						◎	
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下			◎						◎	
性状に関する項目	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下				●						○
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下				●						○
	34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下				●						○
	35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下				●						○
	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下				○						○
	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下				○						○
	38	塩化物イオン	200mg/l以下			◎					◎		
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下				○						○
	40	蒸発残留物	500mg/l以下				○						○
	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下				○						○
	42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下				○				△		
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下				○				△		
	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下				○						○
	45	フェノール類	0.005mg/l以下				○						○
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下			◎					◎		
	47	pH値	5.8以上8.6以下			◎					◎		
	48	味	異常でないこと			◎					◎		
	49	臭気	異常でないこと			◎					◎		
	50	色度	5度以下			◎					◎		
	51	濁度	2度以下			◎					◎		

注: 深井戸のフェノールについては、改正前の検査方法では基準値以下の値が確認できないことから、改正後の方法により測定した結果から頻度等を決定する。
また、深井戸の非イオン界面活性剤については、定量下限値以下の検査結果により頻度を減じることができる。